



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 21

November 2016

海外トピック②

ミャンマーでの建設受注に関わる税務問題

kpmg.com/jp



ミャンマーでの建設受注に関わる 税務問題

KPMG ミャンマー

ヤンゴン事務所長

パートナー 藤井 康秀

ミャンマーは、2011年に成立したテインセイン政権による外資誘致政策の下、鉄道や港湾、発電所や上下水道の整備、ティラワ経済特別区（SEZ）の開発など様々なインフラ開発の工事発注が続いています。本年（2016年）4月以降、初めての本格的な民主選挙により政権を引き継いだ現アウン=サン=スーチー政権の政策においても、インフラ開発の重要性は同様に引き継がれています。この建設需要に応えるために、日系建設会社は積極的にミャンマーに拠点を置いてきており、ミャンマー日本商工会議所の建設部会は、90社を超える会員企業を抱える最大の部会となっています。

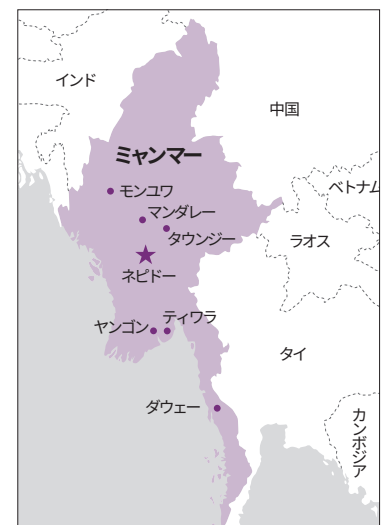
しかしながら、財政が逼迫しているミャンマー政府は、インフラ開発を民間投資や日本からのODA資金に頼っているのが実情であり、その進捗は必ずしも順調とは言えません。そのような状況において、日本からの官民を挙げた協力により進められているティラワSEZの開発は、成功した開発事例として注目を集めています。既に70社近い外資企業が当SEZへの入居を決めており、日系を中心とした50社余りの企業が工場の建設中であり、一部の企業は既に操業を開始しています。

本稿では、そのようなSEZ企業の工場建設を受注した日系ゼネコン各社において顕在化した税務上の課題について解説します。課題は大きく3項目、①源泉税、②商業税、ならびに③輸入関税・商業税の免税措置にまとめることができます。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



藤井 康秀
ふじい やすひで



【ポイント】

- ミャンマーでは、ティラワ経済特別区（SEZ）の開発など様々なインフラ開発の工事受注が続いているが、工事建設を受注した各社において税務上の課題が顕在化している。
- 源泉税の課題は、非居住者への支払いから徴収された源泉税が最終税額になると規定されていることである。結果、申告による最終法人税額が先に徴収された源泉税額を下回っても超過部分の税額還付は行われないと理解されている。
- 商業税の課題は、サービスの輸出に関連する仕入れ税額の還付は想定されていないため、SEZのフリーゾーン企業は、商業税の免税メリットを実質的に享受できないという不合理が生じている。
- 輸入関税・商業税の免税措置を受けているSEZ企業とのEPC契約において、建設会社が自ら輸入者となって資材等を直接輸入した場合は、関税と商業税の免税が受けられず顧客にとってコスト高の資材調達となる。

I. 源泉税の問題点

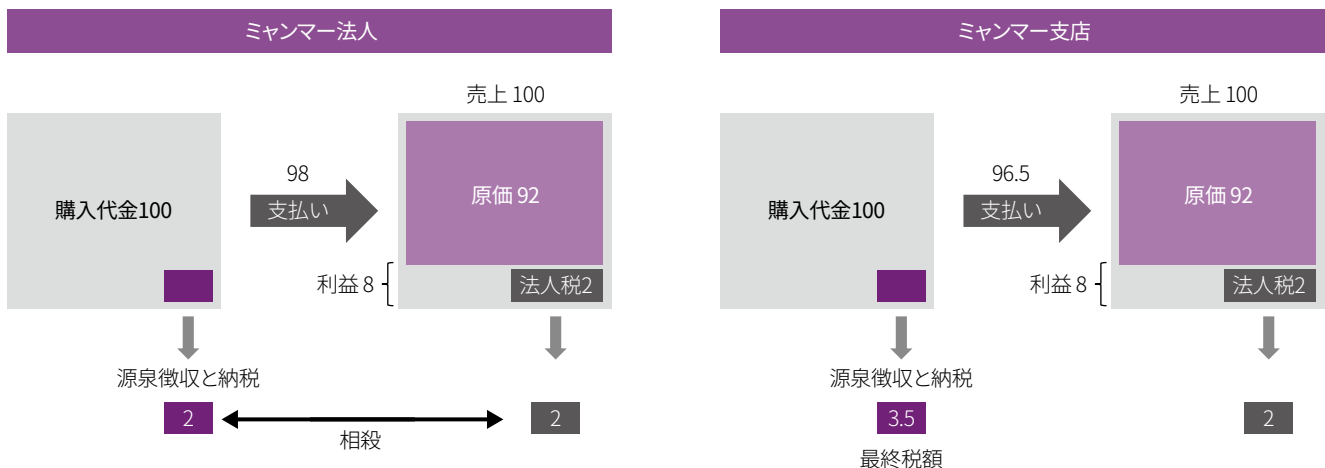
ミャンマーの法人税制は、その歴史が浅く、法整備と税務当局の人材が不足するなか、効率的な徴税ができていない現状にあります。これを打開するため、ミャンマー歳入局は、所得の入り口で徴税する方法、すなわち、国内における物品ならびにサービスの販売の全取引から法人税を源泉徴収する仕組みを採っています。すなわち、ミャンマーの居住法人から他の居住法人への物品ならびにサービスの販売については、その対価の支払いから2%の源泉税が控除され、非居住法人から居住法人へのサービス提供については、その対価の支払いから3.5%の源

泉税が控除されます。

ミャンマーに拠点を置く日系ゼネコン各社は、本社あるいはその他の国のグループ会社の支店として営業する企業が多いのですが、海外法人の支店は非居住法人という認定を受けます。したがって、日系ゼネコンがミャンマー国内の法人から建設代金を回収する際には、3.5%の源泉税の対象となります。

問題は、非居住者への支払いから徴収された源泉税が最終税額になると規定されていることです。海外法人の支店もミャンマーでの納税登録と各課税年度毎の法人税申告を行うことが義務付けられているわけですが、その申告による最終法人税

【図表1 支店に関わる源泉税の問題】



額が先に徴収された源泉税額を下回った場合でも、超過部分の税額の還付は行われないと理解されています(図表1参照)。

一方、源泉税額を上回る申告税額となっている場合は、差額の納税を求められるわけであり、非常に不合理な取扱いと言わざるを得ない状況です。

現在、この件については、当局に規定の見直しを求めているところですが、今のところ明確な回答を得られていません。今後の動向に留意する必要があります。

II. 商業税の問題点

ミャンマーの商業税は、日本の消費税やその他の国の付加価値税に類似した間接税です。売り上げに際して5%の商業税を付加して回収し、当該売り上げに関連して支払った商業税額を控除して納付する制度です(図表2参照)。物品やサービスの輸出は、0%税率を適用しており商業税は付加されません。その際に、関連して発生した仕入れ税額は還付される建てつけになります。ところが、この仕入れ税額の還付は、輸出された物品の仕入れに際して支払われた商業税にしか認められていません。サービスの輸出に関連する仕入れ税額の還付は想定されていません。

問題は、SEZのフリーゾーン企業への建設サービスの対価請

求に際して顕在化しました。ティラワ内のフリーゾーン企業として認可された企業に対して販売された資材、提供されたサービスは、国内企業からの輸出取引と認定され、商業税は免除されています。一方で、国内の建設会社(海外建設会社のミャンマー支店)では、国内のサプライヤーから資材供給や下請け工事の提供を受けた際には、商業税を追加して代金を支払います。この仕入れに際しての商業税は、資材などの物品の調達にかかわる商業税の還付申請は認められることになっていますが、下請けの工事サービスにかかわる商業税は、還付が認められていません。したがって、下請け会社に支払った商業税は、SEZ企業への請求代金に含めて回収する以外にない状況です(図表3参照)。

ところが、SEZ内のもうひとつの категорияである、製品の国内販売を主とするプロモーションゾーン企業に対する物品の販売やサービスの提供は、国内販売として扱われますので商業税の対象であり、物品サービスの調達にかかわる仕入れ税額は、売り上げ税額からの控除が認められます。

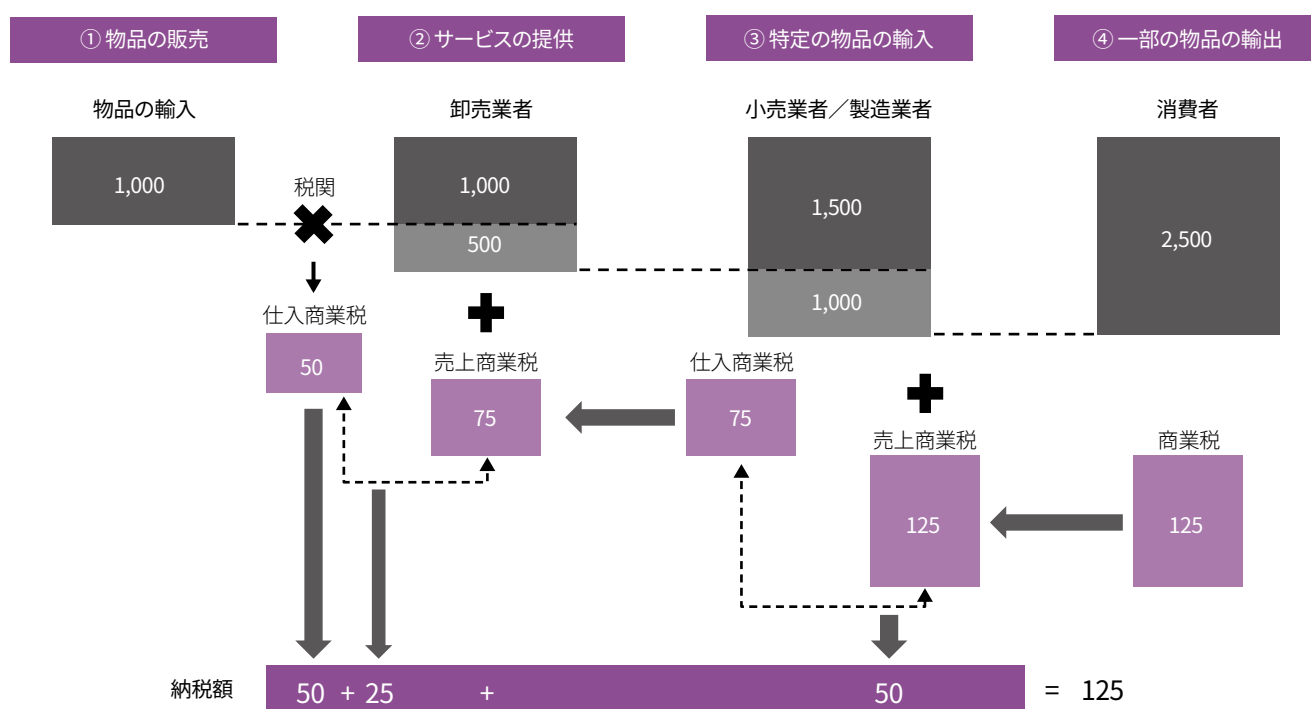
結果として、フリーゾーン企業は、商業税の免税のメリットを実質的には享受できないという不合理が生じています。

本件についても、フリーゾーン企業に対するサービス提供にかかわる仕入れ税額の還付を認めるよう働きかけていますが、未だに結論は出ていません。建設会社サイドの処理としては、フリーゾーン企業に対する工事代金の見積もりに際しては、プ

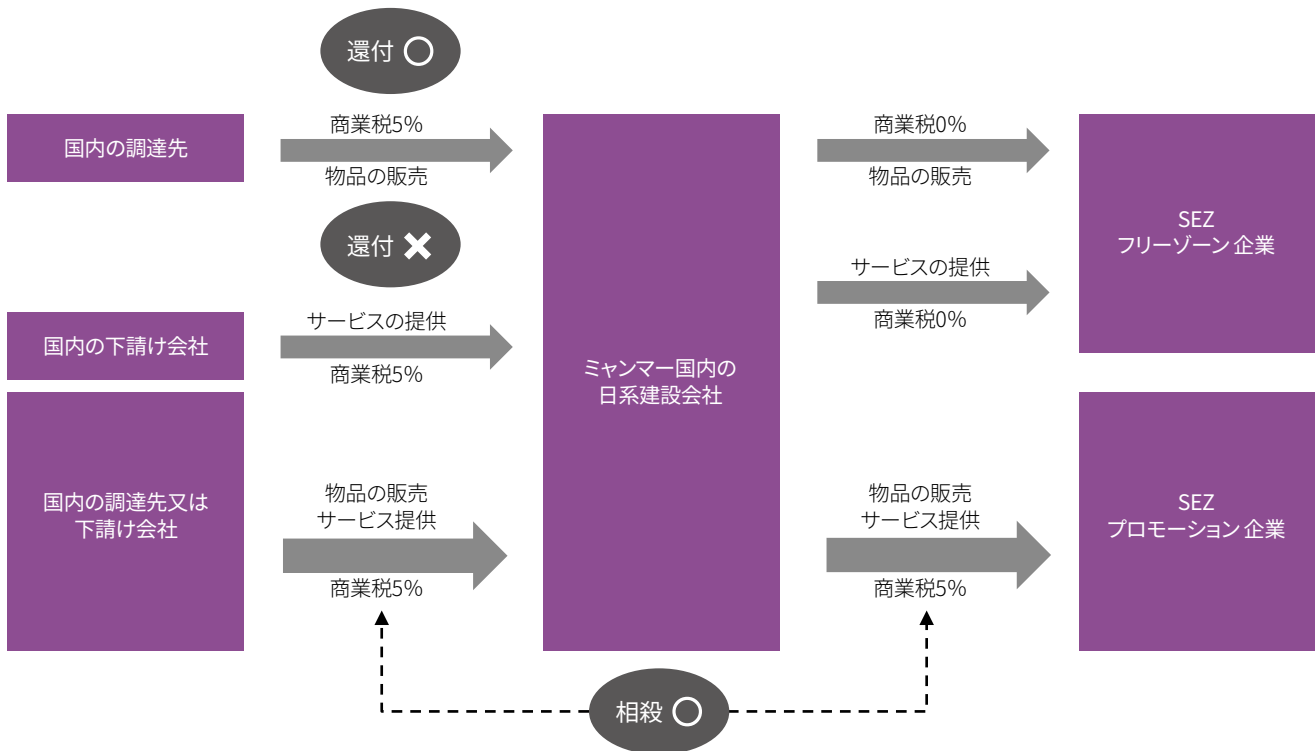
【図表2 ミャンマー商業税の仕組み】

制度の概要

普通税率課税対象取引(現行5%)



【図表3 SEZフリーゾーン企業への商業税請求】



ロモーション企業と同様に商業税5%分を見込んだ見積もり額の提示が必要と言わざるをえません。

2つめの理由として、②免税恩典の問題があります。SEZ企業には、自社の工場や製造設備の建設に伴い資材等の輸入を行う際には、輸入関税と商業税の免税恩典が与えられますが、この恩典は、SEZ企業自らが輸入者となって行う取引についてのみ適用される仕組みとなっています(図表4参照)。

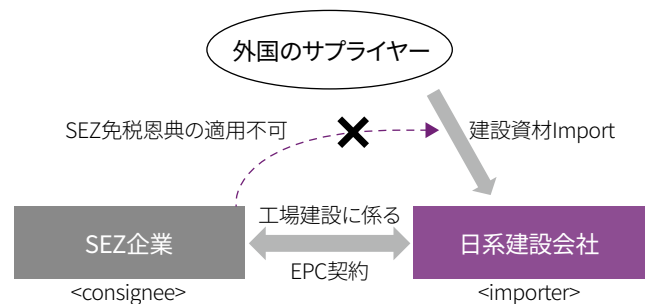
Ⅲ. 輸入資材に関わる関税・商業税の免税措置の問題点

通常、日系企業と日系ゼネコンの間で行われる工場建物等の建設契約は、資材設備の調達を含むEPC契約で締結されることが通常です。この場合、他の国の実務では、建設工事に使用する設備・資材等については、建設会社が輸入者となって調達することが通常であると思います。

ところが、ミャンマーでは、以下の2つの事由により、建設会社が自ら輸入者となって資材等を直接輸入することができません。

1つは、①輸入ライセンスの問題です。ミャンマーでは、ほとんどのあらゆる物品の輸入に際して、あらかじめ商業省の輸入ライセンスの取得が要求されており、このライセンスは、外資100%企業や外資との合弁企業、外国会社の支店には付与されない実務となっています。SEZ企業は、SEZ委員会からの認可が下りていますので、自社の工場等の建設資材や設備の輸入を、輸入ライセンスなしで自ら行うことが可能ですが、建設会社がこれを代行して自らの名前で輸入しようとする、輸入ライセンスが発行されず輸入はできません。

【図表4 輸入資材に関わる免税恩典の適用】



したがって、ミャンマー国内の日系ゼネコン企業が、その顧客のために資材を調達しようとする場合、国内資本の代理店を介して輸入すれば①の問題は回避できますが、②の問題のために、関税と商業税の免税を受けられず顧客にとってコスト高の資材調達となってしまいます。

他国の同様の制度においては、建設会社が輸入者(importer)、SEZ企業が荷受人(consignee)となることで、SEZ

企業の免税恩典を利用することが可能となる場合もあります。この点についても、ミャンマー当局側の是正をお願いしているところです。

以上、現在、ミャンマー国内においてSEZ関連に顕在化している問題点を紹介しました。ミャンマーは、あらゆる制度が未だ整備中であり、法律の新設や改正のみならず、それら法規の解釈が定まっていないなどの多くの問題があります。実務を行うにあたっては、事前にこれらの問題の所在を認識し、専門家や当局と確認を行いながら進めていくことが重要となります。

本稿は、「海外建設業協会10-11月号会報」(一般社団法人海外建設協会)に寄稿したものを一部加筆したものです。

【関連トピック】

「メコン流域諸国の投資環境 第1回 ミャンマーの投資関連法規」
(KPMG Insight Vol.10/Jan.2015)

「メコン流域諸国の投資環境 第2回 ミャンマーの税法の概要」
(KPMG Insight Vol.11/Mar.2015)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

—————
KPMG ミャンマー
ヤンゴン事務所長
パートナー 藤井 康秀
TEL: + 66-2-677-2210
yfujii@kpmg.co.th

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.